

3つくば幼保第 1737 号
令和 3 年 (2021 年) 9 月 17 日

保護者の皆様

つくば市長 五十嵐立青
(公印省略)

保育施設利用の自粛要請の終了について (御礼)

日頃から、つくば市保育行政や新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた取組みに御理解と御協力を頂き御礼申し上げます。

茨城県は 9 月 30 日 (金) まで国の緊急事態宣言の対象地域ではありますが、県内の感染者数が減少傾向にあり、9 月 19 日 (日) に県独自の非常事態宣言が解除されます。そのため、保育施設利用の自粛要請について、9 月 9 日付け 3 つくば幼保第 1678 号で通知させていただいたとおり 9 月 26 日 (日) をもって終了とさせていただきます。

自粛要請期間中においては、保護者の皆様には長期にわたり大変な御負担をおかけしましたが、御協力をいただきましたことに深く感謝申し上げます。自粛していただいた日数に応じた利用者負担額 (保育料) の日割りによる減額については、後日、あらためて御連絡させていただきます。

なお、市内の保育施設で新型コロナウイルス感染症が発生した場合や地域における感染拡大などの事態が発生した場合には、再度の施設利用自粛のお願いや休園措置をとる場合もありますので御理解ください。

保護者の皆様には、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、厚生労働省から示されているように登園前にお子様の体温を計測し、発熱や呼吸器症状 (咳等) がある場合等には登園を控えて頂きますようお願いいたします。保育中、発熱等があるなど、施設から連絡があった場合は、可能な限り早急にお迎えに来ていただくこととなりますので重ねてお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症以外にも、季節に応じて流行する感染症もありますので、お子様の体調管理につきまして十分御注意いただき、引き続き、マスクの着用、家庭での手洗い励行など、御協力をお願いいたします。

問合せ先
つくば市こども部幼児保育課
TEL:029-883-1111 (代)